明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

第四十九条第一項中「各号の一に」を「各号のいずれかに」に改め、同項第一号中「一に」を「いずれかに」に改め、同項第二号を次のように改める。

二　第四十七条第一項（納税の猶予の通知等）の規定により通知された分割納付の各納付期限ごとの納付金額をその納付期限までに納付しないとき（税務署長等がやむを得ない理由があると認めるときを除く。）。

第四十九条第一項第四号中「前三号」を「前各号」に改め、同号を同項第六号とし、同項第三号の次に次の二号を加える。

四　新たにその猶予に係る国税以外の国税を滞納したとき（税務署長等がやむを得ない理由があると認めるときを除く。）。

五　偽りその他不正な手段によりその猶予又はその猶予の期間の延長の申請がされ、その申請に基づきその猶予をし、又はその猶予期間の延長をしたことが判明したとき。

第四十九条第二項中「一に」を「いずれかに」に改める。

第六十三条第一項中「（換価の猶予）」を「若しくは第百五十一条の二第一項（換価の猶予の要件等）」に改め、同項ただし書中「第百五十二条（換価の猶予の取消し等）」を「第百五十二条第三項又は第四項（換価の猶予に係る分割納付、通知等）」に改め、同条第三項中「第百五十一条第一項」の下に「若しくは第百五十一条の二第一項」を加える。

第六十五条第三項第二号中「、法人税」の下に「、地方法人税」を加え、同号イ中「（外国税額控除）」の下に「若しくは第百六十五条の六（非居住者に係る外国税額の控除）」を加え、同号ロ中「若しくは第八十一条の十五」を「、第八十一条の十五」に改め、「における外国税額の控除）」の下に「若しくは第百四十四条の二（外国法人に係る外国税額の控除）」を加え、同号ニを同号ホとし、同号ハを同号ニとし、同号ロの次に次のように加える。

ハ　地方法人税法第二条第十九号（定義）に規定する中間納付額、同法第十二条（外国税額の控除）の規定による控除をされるべき金額又は同法第二十条第二項（中間申告による納付）の規定により納付すべき地方法人税の額（その額につき修正申告書の提出又は更正があった場合には、その申告又は更正後の地方法人税の額）

第七十四条の二第一項中「、法人税」の下に「、地方法人税」を加え、同項第二号中「法人税に」を「法人税又は地方法人税に」に改め、同条第四項中「、法人税」の下に「又は地方法人税」を、「連結所得に対する法人税」の下に「若しくは連結親法人の地方法人税」を、「法人に対する法人税」の下に「又は地方法人税」を加える。

第七十四条の九第三項中「前二項」を「この条」に改め、同項第一号中「同項第二号イ、同項第三号イ」を「第二号イ、第三号イ」に改め、同条に次の一項を加える。

5　納税義務者について税務代理人がある場合において、当該納税義務者の同意がある場合として財務省令で定める場合に該当するときは、当該納税義務者への第一項の規定による通知は、当該税務代理人に対してすれば足りる。

第七十五条第四項中「一に」を「いずれかに」に改め、同項第一号中「又は同法」を「、同法」に、「に係る更正（」を「又は地方法人税法第二十七条第二項（青色申告）に規定する青色申告書に係る更正（」に改める。

第八十五条第一項及び第八十六条第一項中「法人税」の下に「、地方法人税」を加える。

第九十九条の見出しを「（国税庁長官の法令の解釈と異なる解釈等による裁決）」に改め、同条第一項中「行なう」を「行う」に、「申し出なければ」を「通知しなければ」に改め、同条第二項中「申出」を「通知」に改め、「、国税不服審判所長に対し指示をするときは」を削り、「国税審議会の議決に基づいてこれをしなければ」を「国税不服審判所長と共同して当該意見について国税審議会に諮問しなければ」に改め、同条に次の一項を加える。

3　国税不服審判所長は、前項の規定により国税庁長官と共同して国税審議会に諮問した場合には、当該国税審議会の議決に基づいて裁決をしなければならない。

○

（国税徴収法の一部改正）

第八条　国税徴収法（昭和三十四年法律第百四十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第十号中「延納」の下に「（第百五十一条の二第一項（換価の猶予の要件等）において「延納」という。）」を加える。

第三十六条第三号中「、法人税法」を「若しくは第百六十八条の二（非居住者の恒久的施設帰属所得に係る行為又は計算の否認）、法人税法」に、「若しくは第百三十二条の三」を「、第百三十二条の三」に、「、相続税法」を「若しくは第百四十七条の二（外国法人の恒久的施設帰属所得に係る行為又は計算の否認）、相続税法」に改める。

第七十九条の見出しを「（差押えの解除の要件）」に改め、同条第一項中「一に」を「いずれかに」に、「差押を」を「差押えを」に改め、同項第一号中「差押に」を「差押えに」に、「先だつ」を「先立つ」に、「こえる見込」を「超える見込み」に改め、同条第二項中「一に」を「いずれかに」に、「差押を」を「差押えを」に改め、同項第一号中「差押に」を「差押えに」に、「先だつ」を「先立つ」に改め、同項第二号中「差し押える」を「差し押さえる」に、「差し押えた」を「差し押さえた」に改め、同項に次の一号を加える。

三　差押財産について、三回公売に付しても入札又は競り売りに係る買受けの申込み（以下「入札等」という。）がなかつた場合において、その差押財産の形状、用途、法令による利用の規制その他の事情を考慮して、更に公売に付しても買受人がないと認められ、かつ、随意契約による売却の見込みがないと認められるとき。

第八十九条の見出しを「（換価する財産の範囲等）」に改め、同条第一項中「取立」を「取立て」に改め、同条第二項中「差し押えた」を「差し押さえた」に、「取立」を「取立て」に改め、同条に次の一項を加える。

3　税務署長は、相互の利用上差押財産を他の差押財産（滞納者を異にするものを含む。）と一括して同一の買受人に買い受けさせることが相当であると認めるときは、これらの差押財産を一括して公売に付し、又は随意契約により売却することができる。

第九十八条の見出しを「（換価の猶予の要件等）」に改め、同条第一項中「一に」を「いずれかに」に、「納税の猶予」を「（納税の猶予の要件等）」に、「こえる」を「超える」に改め、同条第二項中「一に」を「いずれかに」に、「（納税の猶予）」を「（納税の猶予の要件等）」に改め、同条第三項中「第百五十一条第一項」の下に「若しくは第百五十一条の二第一項」を加える。

第九十九条第一項中「一に」を「いずれかに」に、「納税の猶予」を「（納税の猶予の要件等）」に改め、同条第二項中「一に」を「いずれかに」に、「（納税の猶予）」を「（納税の猶予の要件等）」に改め、同条第三項中「第百五十一条第一項」の下に「若しくは第百五十一条の二第一項」を加える。

第百条第一項中「一に」を「いずれかに」に、「（納税の猶予）」を「（納税の猶予の要件等）」に改め、同条第二項中「一に」を「いずれかに」に、「（納税の猶予）」を「（納税の猶予の要件等）」に改め、同条第三項中「第百五十一条第一項」の下に「若しくは第百五十一条の二第一項」を加える。

第百一条第一項中「一に」を「いずれかに」に、「（納税の猶予）」を「（納税の猶予の要件等）」に改め、同条第二項中「一に」を「いずれかに」に、「（納税の猶予）」を「（納税の猶予の要件等）」に改め、同条第三項中「第百五十一条第一項」の下に「若しくは第百五十一条の二第一項」を加える。

第百二条第一項中「一に」を「いずれかに」に、「（納税の猶予）」を「（納税の猶予の要件等）」に改め、同条第二項中「一に」を「いずれかに」に、「（納税の猶予）」を「（納税の猶予の要件等）」に改め、同条第三項中「第百五十一条第一項」の下に「若しくは第百五十一条の二第一項」を加える。

第百三条第一項中「一に」を「いずれかに」に、「（納税の猶予）」を「（納税の猶予の要件等）」に改め、同条第二項中「一に」を「いずれかに」に、「（納税の猶予）」を「（納税の猶予の要件等）」に改め、同条第三項中「第百五十一条第一項」の下に「若しくは第百五十一条の二第一項」を加える。

第百四条第一項中「一に」を「いずれかに」に、「（納税の猶予）」を「（納税の猶予の要件等）」に改め、同条第二項中「一に」を「いずれかに」に、「（納税の猶予）」を「（納税の猶予の要件等）」に改め、同条第三項中「第百五十一条第一項」の下に「若しくは第百五十一条の二第一項」を加える。

第百五条第一項中「一に」を「いずれかに」に、「（納税の猶予）」を「（納税の猶予の要件等）」に改め、同条第二項中「一に」を「いずれかに」に、「（納税の猶予）」を「（納税の猶予の要件等）」に改め、同条第三項中「第百五十一条第一項」の下に「若しくは第百五十一条の二第一項」を加える。

第百六条第一項中「一に」を「いずれかに」に、「（納税の猶予）」を「（納税の猶予の要件等）」に改め、同条第二項中「一に」を「いずれかに」に、「（納税の猶予）」を「（納税の猶予の要件等）」に改め、同条第三項中「第百五十一条第一項」の下に「若しくは第百五十一条の二第一項」を加える。

第百七条第一項中「一に」を「いずれかに」に、「（納税の猶予）」を「（納税の猶予の要件等）」に改め、同条第二項中「一に」を「いずれかに」に、「（納税の猶予）」を「（納税の猶予の要件等）」に改め、同条第三項中「第百五十一条第一項」の下に「若しくは第百五十一条の二第一項」を加える。

第百八条第一項中「一に」を「いずれかに」に、「（納税の猶予）」を「（納税の猶予の要件等）」に改め、同条第二項中「一に」を「いずれかに」に、「（納税の猶予）」を「（納税の猶予の要件等）」に改め、同条第三項中「第百五十一条第一項」の下に「若しくは第百五十一条の二第一項」を加える。

第百九条第一項中「一に」を「いずれかに」に、「（納税の猶予）」を「（納税の猶予の要件等）」に改め、同条第二項中「一に」を「いずれかに」に、「（納税の猶予）」を「（納税の猶予の要件等）」に改め、同条第三項中「第百五十一条第一項」の下に「若しくは第百五十一条の二第一項」を加える。

第百十条第一項中「一に」を「いずれかに」に、「（納税の猶予）」を「（納税の猶予の要件等）」に改め、同条第二項中「一に」を「いずれかに」に、「（納税の猶予）」を「（納税の猶予の要件等）」に改め、同条第三項中「第百五十一条第一項」の下に「若しくは第百五十一条の二第一項」を加える。

第百十一条第一項中「一に」を「いずれかに」に、「（納税の猶予）」を「（納税の猶予の要件等）」に改め、同条第二項中「一に」を「いずれかに」に、「（納税の猶予）」を「（納税の猶予の要件等）」に改め、同条第三項中「第百五十一条第一項」の下に「若しくは第百五十一条の二第一項」を加える。

第百十二条第一項中「一に」を「いずれかに」に、「（納税の猶予）」を「（納税の猶予の要件等）」に改め、同条第二項中「一に」を「いずれかに」に、「（納税の猶予）」を「（納税の猶予の要件等）」に改め、同条第三項中「第百五十一条第一項」の下に「若しくは第百五十一条の二第一項」を加える。

第百十三条第一項中「一に」を「いずれかに」に、「（納税の猶予）」を「（納税の猶予の要件等）」に改め、同条第二項中「一に」を「いずれかに」に、「（納税の猶予）」を「（納税の猶予の要件等）」に改め、同条第三項中「第百五十一条第一項」の下に「若しくは第百五十一条の二第一項」を加える。

第百十四条第一項中「一に」を「いずれかに」に、「（納税の猶予）」を「（納税の猶予の要件等）」に改め、同条第二項中「一に」を「いずれかに」に、「（納税の猶予）」を「（納税の猶予の要件等）」に改め、同条第三項中「第百五十一条第一項」の下に「若しくは第百五十一条の二第一項」を加える。

第百十五条第一項中「一に」を「いずれかに」に、「（納税の猶予）」を「（納税の猶予の要件等）」に改め、同条第二項中「一に」を「いずれかに」に、「（納税の猶予）」を「（納税の猶予の要件等）」に改め、同条第三項中「第百五十一条第一項」の下に「若しくは第百五十一条の二第一項」を加える。

第百十六条第一項中「一に」を「いずれかに」に、「（納税の猶予）」を「（納税の猶予の要件等）」に改め、同条第二項中「一に」を「いずれかに」に、「（納税の猶予）」を「（納税の猶予の要件等）」に改め、同条第三項中「第百五十一条第一項」の下に「若しくは第百五十一条の二第一項」を加える。

第百十七条第一項中「一に」を「いずれかに」に、「（納税の猶予）」を「（納税の猶予の要件等）」に改め、同条第二項中「一に」を「いずれかに」に、「（納税の猶予）」を「（納税の猶予の要件等）」に改め、同条第三項中「第百五十一条第一項」の下に「若しくは第百五十一条の二第一項」を加える。

第百十八条第一項中「一に」を「いずれかに」に、「（納税の猶予）」を「（納税の猶予の要件等）」に改め、同条第二項中「一に」を「いずれかに」に、「（納税の猶予）」を「（納税の猶予の要件等）」に改め、同条第三項中「第百五十一条第一項」の下に「若しくは第百五十一条の二第一項」を加える。

第百十九条第一項中「一に」を「いずれかに」に、「（納税の猶予）」を「（納税の猶予の要件等）」に改め、同条第二項中「一に」を「いずれかに」に、「（納税の猶予）」を「（納税の猶予の要件等）」に改め、同条第三項中「第百五十一条第一項」の下に「若しくは第百五十一条の二第一項」を加える。

第百二十条第一項中「一に」を「いずれかに」に、「（納税の猶予）」を「（納税の猶予の要件等）」に改め、同条第二項中「一に」を「いずれかに」に、「（納税の猶予）」を「（納税の猶予の要件等）」に改め、同条第三項中「第百五十一条第一項」の下に「若しくは第百五十一条の二第一項」を加える。

第百二十一条第一項中「一に」を「いずれかに」に、「（納税の猶予）」を「（納税の猶予の要件等）」に改め、同条第二項中「一に」を「いずれかに」に、「（納税の猶予）」を「（納税の猶予の要件等）」に改め、同条第三項中「第百五十一条第一項」の下に「若しくは第百五十一条の二第一項」を加える。

第百二十二条第一項中「一に」を「いずれかに」に、「（納税の猶予）」を「（納税の猶予の要件等）」に改め、同条第二項中「一に」を「いずれかに」に、「（納税の猶予）」を「（納税の猶予の要件等）」に改め、同条第三項中「第百五十一条第一項」の下に「若しくは第百五十一条の二第一項」を加える。

第百二十三条第一項中「一に」を「いずれかに」に、「（納税の猶予）」を「（納税の猶予の要件等）」に改め、同条第二項中「一に」を「いずれかに」に、「（納税の猶予）」を「（納税の猶予の要件等）」に改め、同条第三項中「第百五十一条第一項」の下に「若しくは第百五十一条の二第一項」を加える。

第百二十四条第一項中「一に」を「いずれかに」に、「（納税の猶予）」を「（納税の猶予の要件等）」に改め、同条第二項中「一に」を「いずれかに」に、「（納税の猶予）」を「（納税の猶予の要件等）」に改め、同条第三項中「第百五十一条第一項」の下に「若しくは第百五十一条の二第一項」を加える。

第百二十五条第一項中「一に」を「いずれかに」に、「（納税の猶予）」を「（納税の猶予の要件等）」に改め、同条第二項中「一に」を「いずれかに」に、「（納税の猶予）」を「（納税の猶予の要件等）」に改め、同条第三項中「第百五十一条第一項」の下に「若しくは第百五十一条の二第一項」を加える。

第百二十六条第一項中「一に」を「いずれかに」に、「（納税の猶予）」を「（納税の猶予の要件等）」に改め、同条第二項中「一に」を「いずれかに」に、「（納税の猶予）」を「（納税の猶予の要件等）」に改め、同条第三項中「第百五十一条第一項」の下に「若しくは第百五十一条の二第一項」を加える。

第百二十七条第一項中「一に」を「いずれかに」に、「（納税の猶予）」を「（納税の猶予の要件等）」に改め、同条第二項中「一に」を「いずれかに」に、「（納税の猶予）」を「（納税の猶予の要件等）」に改め、同条第三項中「第百五十一条第一項」の下に「若しくは第百五十一条の二第一項」を加える。

第百二十八条第一項中「一に」を「いずれかに」に、「（納税の猶予）」を「（納税の猶予の要件等）」に改め、同条第二項中「一に」を「いずれかに」に、「（納税の猶予）」を「（納税の猶予の要件等）」に改め、同条第三項中「第百五十一条第一項」の下に「若しくは第百五十一条の二第一項」を加える。

第百二十九条第一項中「一に」を「いずれかに」に、「（納税の猶予）」を「（納税の猶予の要件等）」に改め、同条第二項中「一に」を「いずれかに」に、「（納税の猶予）」を「（納税の猶予の要件等）」に改め、同条第三項中「第百五十一条第一項」の下に「若しくは第百五十一条の二第一項」を加える。

第百三十条第一項中「一に」を「いずれかに」に、「（納税の猶予）」を「（納税の猶予の要件等）」に改め、同条第二項中「一に」を「いずれかに」に、「（納税の猶予）」を「（納税の猶予の要件等）」に改め、同条第三項中「第百五十一条第一項」の下に「若しくは第百五十一条の二第一項」を加える。

第百三十一条第一項中「一に」を「いずれかに」に、「（納税の猶予）」を「（納税の猶予の要件等）」に改め、同条第二項中「一に」を「いずれかに」に、「（納税の猶予）」を「（納税の猶予の要件等）」に改め、同条第三項中「第百五十一条第一項」の下に「若しくは第百五十一条の二第一項」を加える。

第百三十二条第一項中「一に」を「いずれかに」に、「（納税の猶予）」を「（納税の猶予の要件等）」に改め、同条第二項中「一に」を「いずれかに」に、「（納税の猶予）」を「（納税の猶予の要件等）」に改め、同条第三項中「第百五十一条第一項」の下に「若しくは第百五十一条の二第一項」を加える。

第百三十三条第一項中「一に」を「いずれかに」に、「（納税の猶予）」を「（納税の猶予の要件等）」に改め、同条第二項中「一に」を「いずれかに」に、「（納税の猶予）」を「（納税の猶予の要件等）」に改め、同条第三項中「第百五十一条第一項」の下に「若しくは第百五十一条の二第一項」を加える。

第百三十四条第一項中「一に」を「いずれかに」に、「（納税の猶予）」を「（納税の猶予の要件等）」に改め、同条第二項中「一に」を「いずれかに」に、「（納税の猶予）」を「（納税の猶予の要件等）」に改め、同条第三項中「第百五十一条第一項」の下に「若しくは第百五十一条の二第一項」を加える。

第百三十五条第一項中「一に」を「いずれかに」に、「（納税の猶予）」を「（納税の猶予の要件等）」に改め、同条第二項中「一に」を「いずれかに」に、「（納税の猶予）」を「（納税の猶予の要件等）」に改め、同条第三項中「第百五十一条第一項」の下に「若しくは第百五十一条の二第一項」を加える。

第百三十六条第一項中「一に」を「いずれかに」に、「（納税の猶予）」を「（納税の猶予の要件等）」に改め、同条第二項中「一に」を「いずれかに」に、「（納税の猶予）」を「（納税の猶予の要件等）」に改め、同条第三項中「第百五十一条第一項」の下に「若しくは第百五十一条の二第一項」を加える。

第百三十七条第一項中「一に」を「いずれかに」に、「（納税の猶予）」を「（納税の猶予の要件等）」に改め、同条第二項中「一に」を「いずれかに」に、「（納税の猶予）」を「（納税の猶予の要件等）」に改め、同条第三項中「第百五十一条第一項」の下に「若しくは第百五十一条の二第一項」を加える。

第百三十八条第一項中「一に」を「いずれかに」に、「（納税の猶予）」を「（納税の猶予の要件等）」に改め、同条第二項中「一に」を「いずれかに」に、「（納税の猶予）」を「（納税の猶予の要件等）」に改め、同条第三項中「第百五十一条第一項」の下に「若しくは第百五十一条の二第一項」を加える。

第百三十九条第一項中「一に」を「いずれかに」に、「（納税の猶予）」を「（納税の猶予の要件等）」に改め、同条第二項中「一に」を「いずれかに」に、「（納税の猶予）」を「（納税の猶予の要件等）」に改め、同条第三項中「第百五十一条第一項」の下に「若しくは第百五十一条の二第一項」を加える。

第百四十条第一項中「一に」を「いずれかに」に、「（納税の猶予）」を「（納税の猶予の要件等）」に改め、同条第二項中「一に」を「いずれかに」に、「（納税の猶予）」を「（納税の猶予の要件等）」に改め、同条第三項中「第百五十一条第一項」の下に「若しくは第百五十一条の二第一項」を加える。

第百四十一条第一項中「一に」を「いずれかに」に、「（納税の猶予）」を「（納税の猶予の要件等）」に改め、同条第二項中「一に」を「いずれかに」に、「（納税の猶予）」を「（納税の猶予の要件等）」に改め、同条第三項中「第百五十一条第一項」の下に「若しくは第百五十一条の二第一項」を加える。

第百四十二条第一項中「一に」を「いずれかに」に、「（納税の猶予）」を「（納税の猶予の要件等）」に改め、同条第二項中「一に」を「いずれかに」に、「（納税の猶予）」を「（納税の猶予の要件等）」に改め、同条第三項中「第百五十一条第一項」の下に「若しくは第百五十一条の二第一項」を加える。

第百四十三条第一項中「一に」を「いずれかに」に、「（納税の猶予）」を「（納税の猶予の要件等）」に改め、同条第二項中「一に」を「いずれかに」に、「（納税の猶予）」を「（納税の猶予の要件等）」に改め、同条第三項中「第百五十一条第一項」の下に「若しくは第百五十一条の二第一項」を加える。

第百四十四条第一項中「一に」を「いずれかに」に、「（納税の猶予）」を「（納税の猶予の要件等）」に改め、同条第二項中「一に」を「いずれかに」に、「（納税の猶予）」を「（納税の猶予の要件等）」に改め、同条第三項中「第百五十一条第一項」の下に「若しくは第百五十一条の二第一項」を加える。

第百四十五条第一項中「一に」を「いずれかに」に、「（納税の猶予）」を「（納税の猶予の要件等）」に改め、同条第二項中「一に」を「いずれかに」に、「（納税の猶予）」を「（納税の猶予の要件等）」に改め、同条第三項中「第百五十一条第一項」の下に「若しくは第百五十一条の二第一項」を加える。

第百四十六条第一項中「一に」を「いずれかに」に、「（納税の猶予）」を「（納税の猶予の要件等）」に改め、同条第二項中「一に」を「いずれかに」に、「（納税の猶予）」を「（納税の猶予の要件等）」に改め、同条第三項中「第百五十一条第一項」の下に「若しくは第百五十一条の二第一項」を加える。

第百四十七条第一項中「一に」を「いずれかに」に、「（納税の猶予）」を「（納税の猶予の要件等）」に改め、同条第二項中「一に」を「いずれかに」に、「（納税の猶予）」を「（納税の猶予の要件等）」に改め、同条第三項中「第百五十一条第一項」の下に「若しくは第百五十一条の二第一項」を加える。

第百四十八条第一項中「一に」を「いずれかに」に、「（納税の猶予）」を「（納税の猶予の要件等）」に改め、同条第二項中「一に」を「いずれかに」に、「（納税の猶予）」を「（納税の猶予の要件等）」に改め、同条第三項中「第百五十一条第一項」の下に「若しくは第百五十一条の二第一項」を加える。

第百四十九条第一項中「一に」を「いずれかに」に、「（納税の猶予）」を「（納税の猶予の要件等）」に改め、同条第二項中「一に」を「いずれかに」に、「（納税の猶予）」を「（納税の猶予の要件等）」に改め、同条第三項中「第百五十一条第一項」の下に「若しくは第百五十一条の二第一項」を加える。

第百五十条第一項中「一に」を「いずれかに」に、「（納税の猶予）」を「（納税の猶予の要件等）」に改め、同条第二項中「一に」を「いずれかに」に、「（納税の猶予）」を「（納税の猶予の要件等）」に改め、同条第三項中「第百五十一条第一項」の下に「若しくは第百五十一条の二第一項」を加える。

第百五十一条第一項中「一に」を「いずれかに」に、「（納税の猶予）」を「（納税の猶予の要件等）」に改め、同条第二項中「一に」を「いずれかに」に、「（納税の猶予）」を「（納税の猶予の要件等）」に改め、同条第三項中「第百五十一条第一項」の下に「若しくは第百五十一条の二第一項」を加える。

第百五十二条第一項中「一に」を「いずれかに」に、「（納税の猶予）」を「（納税の猶予の要件等）」に改め、同条第二項中「一に」を「いずれかに」に、「（納税の猶予）」を「（納税の猶予の要件等）」に改め、同条第三項中「第百五十一条第一項」の下に「若しくは第百五十一条の二第一項」を加える。

第百五十三条第一項中「一に」を「いずれかに」に、「（納税の猶予）」を「（納税の猶予の要件等）」に改め、同条第二項中「一に」を「いずれかに」に、「（納税の猶予）」を「（納税の猶予の要件等）」に改め、同条第三項中「第百五十一条第一項」の下に「若しくは第百五十一条の二第一項」を加える。

第百五十四条第一項中「一に」を「いずれかに」に、「（納税の猶予）」を「（納税の猶予の要件等）」に改め、同条第二項中「一に」を「いずれかに」に、「（納税の猶予）」を「（納税の猶予の要件等）」に改め、同条第三項中「第百五十一条第一項」の下に「若しくは第百五十一条の二第一項」を加える。

第百五十五条第一項中「一に」を「いずれかに」に、「（納税の猶予）」を「（納税の猶予の要件等）」に改め、同条第二項中「一に」を「いずれかに」に、「（納税の猶予）」を「（納税の猶予の要件等）」に改め、同条第三項中「第百五十一条第一項」の下に「若しくは第百五十一条の二第一項」を加える。

第百五十六条第一項中「一に」を「いずれかに」に、「（納税の猶予）」を「（納税の猶予の要件等）」に改め、同条第二項中「一に」を「いずれかに」に、「（納税の猶予）」を「（納税の猶予の要件等）」に改め、同条第三項中「第百五十一条第一項」の下に「若しくは第百五十一条の二第一項」を加える。

第百五十七条第一項中「一に」を「いずれかに」に、「（納税の猶予）」を「（納税の猶予の要件等）」に改め、同条第二項中「一に」を「いずれかに」に、「（納税の猶予）」を「（納税の猶予の要件等）」に改め、同条第三項中「第百五十一条第一項」の下に「若しくは第百五十一条の二第一項」を加える。

第百五十八条第一項中「一に」を「いずれかに」に、「（納税の猶予）」を「（納税の猶予の要件等）」に改め、同条第二項中「一に」を「いずれかに」に、「（納税の猶予）」を「（納税の猶予の要件等）」に改め、同条第三項中「第百五十一条第一項」の下に「若しくは第百五十一条の二第一項」を加える。

第百五十九条第一項中「一に」を「いずれかに」に、「（納税の猶予）」を「（納税の猶予の要件等）」に改め、同条第二項中「一に」を「いずれかに」に、「（納税の猶予）」を「（納税の猶予の要件等）」に改め、同条第三項中「第百五十一条第一項」の下に「若しくは第百五十一条の二第一項」を加える。

第百六十条第一項中「一に」を「いずれかに」に、「（納税の猶予）」を「（納税の猶予の要件等）」に改め、同条第二項中「一に」を「いずれかに」に、「（納税の猶予）」を「（納税の猶予の要件等）」に改め、同条第三項中「第百五十一条第一項」の下に「若しくは第百五十一条の二第一項」を加える。

第百六十一条第一項中「一に」を「いずれかに」に、「（納税の猶予）」を「（納税の猶予の要件等）」に改め、同条第二項中「一に」を「いずれかに」に、「（納税の猶予）」を「（納税の猶予の要件等）」に改め、同条第三項中「第百五十一条第一項」の下に「若しくは第百五十一条の二第一項」を加える。

第百六十二条第一項中「一に」を「いずれかに」に、「（納税の猶予）」を「（納税の猶予の要件等）」に改め、同条第二項中「一に」を「いずれかに」に、「（納税の猶予）」を「（納税の猶予の要件等）」に改め、同条第三項中「第百五十一条第一項」の下に「若しくは第百五十一条の二第一項」を加える。

第百六十三条第一項中「一に」を「いずれかに」に、「（納税の猶予）」を「（納税の猶予の要件等）」に改め、同条第二項中「一に」を「いずれかに」に、「（納税の猶予）」を「（納税の猶予の要件等）」に改め、同条第三項中「第百五十一条第一項」の下に「若しくは第百五十一条の二第一項」を加える。

第百六十四条第一項中「一に」を「いずれかに」に、「（納税の猶予）」を「（納税の猶予の要件等）」に改め、同条第二項中「一に」を「いずれかに」に、「（納税の猶予）」を「（納税の猶予の要件等）」に改め、同条第三項中「第百五十一条第一項」の下に「若しくは第百五十一条の二第一項」を加える。

第百六十五条第一項中「一に」を「いずれかに」に、「（納税の猶予）」を「（納税の猶予の要件等）」に改め、同条第二項中「一に」を「いずれかに」に、「（納税の猶予）」を「（納税の猶予の要件等）」に改め、同条第三項中「第百五十一条第一項」の下に「若しくは第百五十一条の二第一項」を加える。

第百六十六条第一項中「一に」を「いずれかに」に、「（納税の猶予）」を「（納税の猶予の要件等）」に改め、同条第二項中「一に」を「いずれかに」に、「（納税の猶予）」を「（納税の猶予の要件等）」に改め、同条第三項中「第百五十一条第一項」の下に「若しくは第百五十一条の二第一項」を加える。

第百六十七条第一項中「一に」を「いずれかに」に、「（納税の猶予）」を「（納税の猶予の要件等）」に改め、同条第二項中「一に」を「いずれかに」に、「（納税の猶予）」を「（納税の猶予の要件等）」に改め、同条第三項中「第百五十一条第一項」の下に「若しくは第百五十一条の二第一項」を加える。

第百六十八条第一項中「一に」を「いずれかに」に、「（納税の猶予）」を「（納税の猶予の要件等）」に改め、同条第二項中「一に」を「いずれかに」に、「（納税の猶予）」を「（納税の猶予の要件等）」に改め、同条第三項中「第百五十一条第一項」の下に「若しくは第百五十一条の二第一項」を加える。

第百六十九条第一項中「一に」を「いずれかに」に、「（納税の猶予）」を「（納税の猶予の要件等）」に改め、同条第二項中「一に」を「いずれかに」に、「（納税の猶予）」を「（納税の猶予の要件等）」に改め、同条第三項中「第百五十一条第一項」の下に「若しくは第百五十一条の二第一項」を加える。

第百七十条第一項中「一に」を「いずれかに」に、「（納税の猶予）」を「（納税の猶予の要件等）」に改め、同条第二項中「一に」を「いずれかに」に、「（納税の猶予）」を「（納税の猶予の要件等）」に改め、同条第三項中「第百五十一条第一項」の下に「若しくは第百五十一条の二第一項」を加える。

第百七十一条第一項中「一に」を「いずれかに」に、「（納税の猶予）」を「（納税の猶予の要件等）」に改め、同条第二項中「一に」を「いずれかに」に、「（納税の猶予）」を「（納税の猶予の要件等）」に改め、同条第三項中「第百五十一条第一項」の下に「若しくは第百五十一条の二第一項」を加える。

第百七十二条第一項中「一に」を「いずれかに」に、「（納税の猶予）」を「（納税の猶予の要件等）」に改め、同条第二項中「一に」を「いずれかに」に、「（納税の猶予）」を「（納税の猶予の要件等）」に改め、同条第三項中「第百五十一条第一項」の下に「若しくは第百五十一条の二第一項」を加える。

第百七十三条第一項中「一に」を「いずれかに」に、「（納税の猶予）」を「（納税の猶予の要件等）」に改め、同条第二項中「一に」を「いずれかに」に、「（納税の猶予）」を「（納税の猶予の要件等）」に改め、同条第三項中「第百五十一条第一項」の下に「若しくは第百五十一条の二第一項」を加える。

第百七十四条第一項中「一に」を「いずれかに」に、「（納税の猶予）」を「（納税の猶予の要件等）」に改め、同条第二項中「一に」を「いずれかに」に、「（納税の猶予）」を「（納税の猶予の要件等）」に改め、同条第三項中「第百五十一条第一項」の下に「若しくは第百五十一条の二第一項」を加える。

第百七十五条第一項中「一に」を「いずれかに」に、「（納税の猶予）」を「（納税の猶予の要件等）」に改め、同条第二項中「一に」を「いずれかに」に、「（納税の猶予）」を「（納税の猶予の要件等）」に改め、同条第三項中「第百五十一条第一項」の下に「若しくは第百五十一条の二第一項」を加える。

第百七十六条第一項中「一に」を「いずれかに」に、「（納税の猶予）」を「（納税の猶予の要件等）」に改め、同条第二項中「一に」を「いずれかに」に、「（納税の猶予）」を「（納税の猶予の要件等）」に改め、同条第三項中「第百五十一条第一項」の下に「若しくは第百五十一条の二第一項」を加える。

第百七十七条第一項中「一に」を「いずれかに」に、「（納税の猶予）」を「（納税の猶予の要件等）」に改め、同条第二項中「一に」を「いずれかに」に、「（納税の猶予）」を「（納税の猶予の要件等）」に改め、同条第三項中「第百五十一条第一項」の下に「若しくは第百五十一条の二第一項」を加える。

第百七十八条第一項中「一に」を「いずれかに」に、「（納税の猶予）」を「（納税の猶予の要件等）」に改め、同条第二項中「一に」を「いずれかに」に、「（納税の猶予）」を「（納税の猶予の要件等）」に改め、同条第三項中「第百五十一条第一項」の下に「若しくは第百五十一条の二第一項」を加える。

第百七十九条第一項中「一に」を「いずれかに」に、「（納税の猶予）」を「（納税の猶予の要件等）」に改め、同条第二項中「一に」を「いずれかに」に、「（納税の猶予）」を「（納税の猶予の要件等）」に改め、同条第三項中「第百五十一条第一項」の下に「若しくは第百五十一条の二第一項」を加える。

第百八十条第一項中「一に」を「いずれかに」に、「（納税の猶予）」を「（納税の猶予の要件等）」に改め、同条第二項中「一に」を「いずれかに」に、「（納税の猶予）」を「（納税の猶予の要件等）」に改め、同条第三項中「第百五十一条第一項」の下に「若しくは第百五十一条の二第一項」を加える。

第百八十一条第一項中「一に」を「いずれかに」に、「（納税の猶予）」を「（納税の猶予の要件等）」に改め、同条第二項中「一に」を「いずれかに」に、「（納税の猶予）」を「（納税の猶予の要件等）」に改め、同条第三項中「第百五十一条第一項」の下に「若しくは第百五十一条の二第一項」を加える。

第百八十二条第一項中「一に」を「いずれかに」に、「（納税の猶予）」を「（納税の猶予の要件等）」に改め、同条第二項中「一に」を「いずれかに」に、「（納税の猶予）」を「（納税の猶予の要件等）」に改め、同条第三項中「第百五十一条第一項」の下に「若しくは第百五十一条の二第一項」を加える。

第百八十三条第一項中「一に」を「いずれかに」に、「（納税の猶予）」を「（納税の猶予の要件等）」に改め、同条第二項中「一に」を「いずれかに」に、「（納税の猶予）」を「（納税の猶予の要件等）」に改め、同条第三項中「第百五十一条第一項」の下に「若しくは第百五十一条の二第一項」を加える。

第百八十四条第一項中「一に」を「いずれかに」に、「（納税の猶予）」を「（納税の猶予の要件等）」に改め、同条第二項中「一に」を「いずれかに」に、「（納税の猶予）」を「（納税の猶予の要件等）」に改め、同条第三項中「第百五十一条第一項」の下に「若しくは第百五十一条の二第一項」を加える。

第百八十五条第一項中「一に」を「いずれかに」に、「（納税の猶予）」を「（納税の猶予の要件等）」に改め、同条第二項中「一に」を「いずれかに」に、「（納税の猶予）」を「（納税の猶予の要件等）」に改め、同条第三項中「第百五十一条第一項」の下に「若しくは第百五十一条の二第一項」を加える。

第百八十六条第一項中「一に」を「いずれかに」に、「（納税の猶予）」を「（納税の猶予の要件等）」に改め、同条第二項中「一に」を「いずれかに」に、「（納税の猶予）」を「（納税の猶予の要件等）」に改め、同条第三項中「第百五十一条第一項」の下に「若しくは第百五十一条の二第一項」を加える。

第百八十七条第一項中「一に」を「いずれかに」に、「（納税の猶予）」を「（納税の猶予の要件等）」に改め、同条第二項中「一に」を「いずれかに」に、「（納税の猶予）」を「（納税の猶予の要件等）」に改め、同条第三項中「第百五十一条第一項」の下に「若しくは第百五十一条の二第一項」を加える。

第百八十八条第一項中「一に」を「いずれかに」に、「（納税の猶予）」を「（納税の猶予の要件等）」に改め、同条第二項中「一に」を「いずれかに」に、「（納税の猶予）」を「（納税の猶予の要件等）」に改め、同条第三項中「第百五十一条第一項」の下に「若しくは第百五十一条の二第一項」を加える。

第百八十九条第一項中「一に」を「いずれかに」に、「（納税の猶予）」を「（納税の猶予の要件等）」に改め、同条第二項中「一に」を「いずれかに」に、「（納税の猶予）」を「（納税の猶予の要件等）」に改め、同条第三項中「第百五十一条第一項」の下に「若しくは第百五十一条の二第一項」を加える。

第百九十条第一項中「一に」を「いずれかに」に、「（納税の猶予）」を「（納税の猶予の要件等）」に改め、同条第二項中「一に」を「いずれかに」に、「（納税の猶予）」を「（納税の猶予の要件等）」に改め、同条第三項中「第百五十一条第一項」の下に「若しくは第百五十一条の二第一項」を加える。

第百九十一条第一項中「一に」を「いずれかに」に、「（納税の猶予）」を「（納税の猶予の要件等）」に改め、同条第二項中「一に」を「いずれかに」に、「（